

令和6年能登半島地震による法人府民税、事業税及び特別法人
事業税又は地方法人特別税の申告期限等の延長について

この度の令和6年能登半島地震により、被害を受けられました皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

大阪府では、令和6年1月1日以降に申告期限等が到来する場合の法人府民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告等について、以下のとおり期限延長の制度があります。

1. 石川県及び富山県に主たる事務所等がある法人の皆様

災害等による期限の延長により、申告、申請及び納付等に関する期限が自動的に延長されています。申請などの手続きは不要です。

2. 1以外の地域に主たる事業所等がある法人の皆様

【法人府民税】

法人税の申告期限に一致するため、税務署で延長申請が承認された場合は延長されます。

【法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税】

次のどちらかの延長申請ができます。延長については、法人税の取扱に準じて取り扱いますので、税務署へ提出した申請書の控の写しを添付してください。

(1) 大阪府税条例第11条による災害延長

申請様式 : 府税規則様式第17号 書類提出期限延長・納期限延長申請書

提出先 : 所管の府税事務所

提出期限 : 延長申請理由がやんだ後10日以内

適用範囲 : 申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く）、
納付、納入

(注) 大阪府以外に事務所等を有する場合は、各都道府県の条例によりそれぞれ申請が必要となります。

(2) 地方税法第72条の25または第72条の28による災害延長

申請様式 : 施行規則第13号様式 災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書

提出先 : 主たる事務所等が所在する都道府県

提出期限 : 事業年度終了の日から45日以内

適用範囲 : 確定申告

(注) 大阪府以外に主たる事務所等を有する法人については、主たる事務所等が所在する都道府県で延長申請の承認を受けた場合は、大阪府への申請は不要です。

詳しい取扱いについては、所管の府税事務所へお問い合わせください。

参考 URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/syokan.html#houjin>